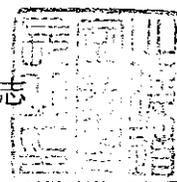


室企総第カ46号

平成14年12月19日

環境大臣 鈴木 俊一 様

室蘭市長 新宮 正志



### 室蘭市におけるPCB廃棄物処理施設の立地について

このことにつきましては、平成14年5月9日に本市が北海道へ受け入れの表明を行い、その後、北海道が6月4日に本市に立地の適性がある旨を表明し、国へ立地についての要請を行ったところであります。

本市としましては、受け入れに当たっての事業の安全性の確保等についてを市内各界からの意見を聴く中で取りまとめを行うため「室蘭市PCB処理安全市民委員会」を設置する中で、「PCB廃棄物処理施設に対する室蘭市の基本的な考え方」を取りまとめたところであります。

つきましては、下記の内容を尊重する中で、PCB廃棄物処理事業への速やかな着手を進めて頂きますようお願い申し上げます。

### 記

#### I 室蘭市におけるPCB廃棄物処理事業に係る受入条件等

1 受入条件

2 要望事項

#### II PCB廃棄物処理施設に対する室蘭市の基本的な考え方（別添）

## I 室蘭市における PCB 廃棄物処理事業に係る受入条件等

20 世紀の負の遺産を解消し、地球環境の保全に向けた PCB 廃棄物処理事業への取り組みは、北日本における有数な工業技術や研究開発機能を持つ本市としての役割であると考えことから、その受け入れや今後の事業の進め方の基本的な指針となる、「PCB 廃棄物処理施設に対する室蘭市の基本的な考え方」を取りまとめたところです。

この「基本的な考え方」においては、安全性の確保としてのフェイルセーフやセーフティネットによる多重的な取り組みとともに、情報公開やリスクコミュニケーションにより事業の透明性を確保し、リスクゼロへ向けた取り組みを事業関係者はもとより、行政、市民が一体となって進めることを必要としています。

このことから、本市における PCB 廃棄物処理事業を進めるに当たっては、この「基本的な考え方」を十分に反映させるとともに、下記事項について留意願います。

### 1 受入条件

#### 1) 事業実施体制

- ① 国は、事業全般を統括し、事業主体である環境事業団の監督を行うこと。
- ② 国は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画及び、(仮称) PCB 廃棄物収集運搬ガイドラインの策定を速やかに行うこと。
- ③ 国は、環境事業団が事業主体として、リスクゼロを目指した安全・確実な処理に向け、収集運搬も視野に入れた一元管理体制を構築するよう指導すること。

#### 2) 事業の安全性

- ① 処理技術の選定に当たっては、高温焼却を除く 4 つの方式を基本にしつつ、処理の安全性の一層の確保の観点から国内実績についても考慮すること。
- ② 環境事業団は、「室蘭市産業廃棄物処理施設の設置に関する指導指針」に基づく公害防止協定を締結すること。
- ③ 処理工程からの排水が室蘭港や隣接河川へ直接排出されない処理システムとすること。
- ④ 処理終了後、処理施設が PCB によって汚染されていないことを確認すること。

- ⑤ 環境事業団は、環境・安全に関する高い性能が確保できるように、処理対象物の受け入れからリサイクルまでを含めたトータル処理システムの体制整備を行うこと。
- ⑥ 環境事業団は、トータル処理システムの体制整備として、処理施設の建設における総合エンジニアリング企業による一貫責任体制による設計・施工とともに、当該総合エンジニアリング企業と操業運転を行う者との密接な連携により、施設建設から操業運転に関する一貫した責任体制の確保を行うこと。また、災害や事故等の緊急・非常時に対応できる地域の総合エンジニアリング技術と一体となった体制整備を行うこと。

### 3) 情報公開

安心して信頼できる事業として進めるため、事業に係わる情報の公開を積極的に行うことにより、共通の認識のもとで、事業を評価、理解するリスクコミュニケーションを推進すること。そのため、事業に係る情報の一元的な管理を行う（仮称）PCB処理情報センターを設置し、運営するとともに、室蘭市が設置する（仮称）事業監視委員会の運営に積極的に協力すること。また、処理事業に係る情報をインターネット等の情報技術（IT技術）を活用した公開を行うこと。

### 4) 地域振興

施設建設、運営における地元の人材、技術、企業の活用とともに、可能な範囲における資機材の地元調達や地元優先の雇用を行うこと。

## 2 要望事項

本市が進める北日本における環境産業拠点形成に向け、環境産業や関連する研究開発機能の集積に向けた積極的な支援について特段のご配慮をお願いいたします。

- ① 本市が持つ研究開発機能や総合エンジニアリング技術を活用した、地球環境保全・浄化等に関する実証試験等の研究開発プロジェクト等を推進されたい。
- ② 環境産業の展開・集積に向けた本市の取り組みに対して、エコタウン事業等による、国の各種施策や事業実施等による支援に努めること。